

※新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、一部の相談は電話対応のみとなります。

今月の相談

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

相談名	とき	ところ	予約・その他
法律相談	毎週水曜日(祝日は除く)、午後1時～4時 第1・3水曜日(祝日は除く)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人) ※1年間で1回利用可。
市民相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可(内線182、185)
行政相談	21(木)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談
司法書士相談	19(火)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人 ※1年間で1回利用可。
特設人権なんでも相談	6/1(月)、午前9時～正午、午後1時～4時	市役所地下904会議室	当日電話相談も可(内線544)、人権擁護委員による相談 問い合わせ(内線472)
女性の悩み相談	①14(木)、午前10時30分～午後0時30分、午後 1時30分～3時30分、②15(金)、午前9時30分 ～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、 ③30(土)、午前9時30分～11時30分	①②市役所4階農業委員会 会長室、③すばるホール3階 男女共同参画センター	電話相談も可、要予約(内線474)、女性カウンセラー による相談、定員①は4人、②は5人、③は2人
人権相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可(☎(24)3700)
生活相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可(☎(24)3700)
保育士による育児相談	第2・4月曜日(祝日は除く)、 午後1時～3時	レインボーホール (市民会館)2階	要予約(☎(26)1233)、定員3組
ひとり親家庭相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所2階子ども未来室	要予約、電話相談も可(内線204)
家庭児童相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所2階子ども未来室	電話相談も可(内線206～208、279)
発達相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時15分	市役所2階子ども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、279)
子育て相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時	児童館	電話相談のみ(☎(25)0666)
健康相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約(☎(28)5520)、生活習慣病や栄養・禁煙など についての相談
福祉なんでも相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、かがりの郷、 市役所2階23番窓口	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関する あらゆる相談
自立支援相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所2階23番窓口	電話相談も可(内線274)
市民公益活動相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約(☎(26)7887) ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。
農業相談	8(金)、6/5(金)、午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可(内線431)
商工相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談(☎(25)1101)
商工法律相談	12(火)、午後2時～4時	商工会館2階	要予約(☎(25)1101)
日本政策金融公庫相談	13(水)、午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約(☎(25)1101)
税理士による税務相談	8(金)、午後2時～4時	商工会館2階	要予約(☎(25)1101)
消費生活相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～正午、午後1時～4時	消費生活センター (市役所1階市民相談室横)	電話相談のみ(内線186)、専門相談員による相談、 消費者ホットライン(☎(局番なし)188)
就労支援相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時	市就労支援センター (人権文化センター内)	電話相談のみ、就労支援コーディネーターによる雇用・就労 についての相談 問い合わせ 市人権協議会(☎(24)3700)
お出かけ就労支援相談	26(火)、午後1時30分～4時	市役所4階A会議室	電話相談のみ、就労支援コーディネーターによる雇用・就労 についての相談 問い合わせ 市人権協議会(☎(24)3700)
若者の就労相談	20(水)、午後1時～4時	市役所4階A会議室	電話相談のみ、要予約、 南河内地域若者サポートステーション(☎(26)9441)
労働相談	14(木)、午後6時～8時	市役所地下904会議室	当日電話相談も可(内線544)、社会保険労務士による相談 ※予約優先(相談日の1週間前までの予約により通訳付き の労働相談も可)。 問い合わせ(内線481)
障がい者就業・生活相談	18(月)、午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線199)、専門相談員による相談 (就職のあっせんはしません) 問い合わせ(内線481)
引きこもり相談	28(木)、午後1時～2時30分、 2時30分～4時	トピック Topic(きらめき創造館)	要予約(☎(26)8056)、定員各1人、カウンセラーによる 相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可(内線364)、水曜日は専門相談員による 相談
もの忘れ医療介護相談	20(水)、6/3(水)、午後1時30分～2時、 2時15分～2時45分	市役所5階 介護認定審査会室	要予約(内線196)、定員各1組、認知症サポート医、 ほんわかセンター専門職による相談



講座・催し

ほんわかカフェ in かがりの郷

お茶を飲みながら、参加者同士で交流を楽しんでいただけます。介護や認知症などの相談コーナーもあります。

とき 5月20日(水)、午後1時30分～3時

ところ かがりの郷 1階デイルーム

定員 20人(当日、直接会場へ)

参加費 100円

問い合わせ かがりの郷

物忘れ予防教室

とき 6月5日～26日の毎週金曜日、午前9時45分～11時45分(全4回)

ところ けあばる

内容 認知症に関する講義、認知症予防に効果的な運動や食事、音楽など

対象者 市内在住で65歳以上の人

定員 20人

参加費 無料

申し込み 5月26日(水)までに、ウエルネスけあばるへ(電話申し込み可)
※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加される人を優先します。

市民後見人講演会～市民後見人養成講座オリエンテーション～

とき・ところ ①6月3日(水)、午後2時～4時=市役所4階401会議室、②7月6日(月)、午後2時～4時=大阪社会福祉指導センター(大阪府中央区中寺一丁目1の54)

内容 講演「成年後見制度の概要」、市民後見人活動の紹介、市民後見人養成講座についての説明など

参加費 無料

※定員や申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 府社会福祉協議会権利擁護推進室(☎06(6764)7760・FAX06(6764)7811)へ

※同オリエンテーションは誰でも参加できますが、8月より実施する市民後見人養成講座の対象者は、25歳以上70歳未満の人です。また、この講座を受講するには同オリエンテーションへの参加が必要です。

認知症介護家族の交流会

とき 5月27日(水)、午後1時30分～3時30分

ところ 保健センター

内容 認知症サポート医を交えた情報交換会

対象者 市内在住で認知症の人を介護している家族(認知症の人が市内在住の場合も可)

※認知症の人もぜひ一緒に参加してください。

定員 20人 **参加費** 無料

申し込み 5月7日(水)～25日(月)に、高齢介護課(内線196)へ(申し込み先着順)

認知症サポーター養成講座

認知症の人やその家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成する講座を開催します。

とき 6月16日(水)、午前10時～11時30分

ところ 市役所4階401会議室

内容 認知症の基礎知識、認知症の人の心の理解と対応について

対象者 市内在住・在勤で認知症サポーターになることを希望する人

※受講者には認知症サポーターの証しであるオレンジリングをお渡しします。

定員 20人 **受講料** 無料

申し込み 5月7日(水)～6日12日(金)に、高齢介護課(内線196)へ(申し込み先着順)

生活支援サービス従事者研修

介護に関する資格がなくても、この研修を受講し、市が指定する訪問介護事業所に雇用されることで、掃除や買い物などの生活支援を提供する仕事に就くことができます。

とき 6月1日～29日の毎週月曜日、午後1時～4時10分(全5回)

ところ 金剛連絡所

対象者 市内在住で、本市に住居登録をしている人

定員 15人 **受講料** 無料

申し込み 5月25日(月)までに、今城クリニック花笑み(☎(55)3353)へ(申し込み多数の場合抽選)

※説明会を5月18日(月)に開催します。詳しくは、お問い合わせください。



募集

けあばるアルバイト職員募集

職種 看護師、介護福祉士、介護職員初任者研修以上修了者(ホームヘルパー2級以上取得者可)および、資格のない介護補助スタッフ

募集人数 若干名

※勤務時間や業務内容など詳しくは、お問い合わせください。

申し込み 休館日を除く午前9時～午後5時に、履歴書(写真を貼ったもの)に、資格証明書を添えて、けあばる総務課(☎(28)8600)へ

※面接日は、後日連絡します。



福祉

日本赤十字活動資金にご協力を

毎年、日本赤十字社では活動資金を募集しており、富田林地区においても活動資金の募集を令和3年3月31日(水)まで実施しています。

赤十字奉仕団、町会(自治会)をはじめ多くの皆様のご協力により、昨年は約352万円の活動資金が集まりました。

今年も人道的国際支援や災害時の備蓄を充実させるため、活動資金へのご協力をお願いします。

問い合わせ 地域福祉課(内線288)



相談

行政書士無料相談

とき 5月21日(水)、午後1時30分～4時30分

ところ レインボーホール(市民会館)

内容 相続・遺言、成年後見制度、内容証明、離婚、不動産の賃貸借・売買契約、各種許認可などに関する相談

申し込み 5月7日(水)～、濱田さん(行政書士会南大阪支部)(☎(50)1110)(日曜日を除く午前10時～午後6時)へ



国民年金

ご存じですか？

第1号被保険者への独自給付

国民年金には、老齢・障がい・遺族基礎年金の他、第1号被保険者の独自給付として次の給付があります。

死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、何の年金も受けずに死亡した場合、生計を一にしていた遺族（配偶者、子など）に支給されます。

ただし、その遺族が遺族基礎年金を受けられるときは支給されません。

◆死亡一時金の額

第1号被保険者として保険料を納めた期間	支給額
36カ月以上180カ月未満	12万円
180カ月以上240カ月未満	14万5000円
240カ月以上300カ月未満	17万円
300カ月以上360カ月未満	22万円
360カ月以上420カ月未満	27万円
420カ月以上	32万円

※付加保険料を納めた期間が3年以上のときは、8500円が加算されます。

寡婦年金

夫が亡くなったときに次の①～④の要件を満たす妻に60歳から65歳になるまでの間、支給されます。

ただし、寡婦年金を請求した場合は、死亡一時金は請求できません。

①婚姻期間（内縁関係含む）が10年以

上継続していた

②夫によって生計を維持されていた

③夫が死亡した月の前月までの第1号被保険者としての保険料を納めた期間と、免除された期間を合算して10年以上ある

④夫が障がい基礎年金や老齢基礎年金を受けたことがない

◆寡婦年金の額

夫が受けられたであろう老齢基礎年金の額の4分の3

問い合わせ 天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕、保険年金課（内線153、154）



講座・催し

若さ・健康・体力アップ教室

とき 6月3日～7月15日の毎週水曜日、午前9時45分～11時45分（全7回）

ところ けあばる

内容 体力チェック、若さと健康を保つための運動や食事のポイントなど

対象者 市内在住で65歳以上の人

定員 20人

参加費 無料

申し込み 5月24日(日)までに、ウエルネスけあばるへ（電話申し込み可）

※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加される人を優先します。

膝腰痛改善教室

とき 6月5日～26日の毎週金曜日（12日は除く）、午後1時30分～3時30分（全3回）

ところ レインボーホール(市民会館)

内容 整形外科医による講義、膝痛や

腰痛の改善に向けて普段から取り組める簡単な運動や食事のポイントを紹介

対象者 市内在住で65歳以上の人

定員 17人

参加費 無料

申し込み 5月26日(火)までに、ウエルネスけあばるへ（電話申し込み可）

※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加される人を優先します。

便秘対策！腸に関わる筋肉を刺激しよう！

便秘対策として、腸に関わる筋肉を動かし、大腸を刺激していきます。日常生活の中で取り組みやすい運動をご紹介しますので、気軽にご参加ください。

とき 5月18日(月)、午後2時～3時

ところ レインボーホール(市民会館)

定員 20人

参加費 500円

持ち物 靴、フェイスタオル、飲み物
※動きやすい服装で参加してください。

申し込み 5月7日(休)～、同ホールへ（申し込み先着順、電話申し込み可）

笑顔はつらつ教室

高齢期をいきいきと健康に過ごすために必要な介護予防体操の知識を学ぶ継続的な講座です。

とき 5月26日(火)、午後1時30分～3時

ところ かがりの郷1階ダイニング

対象者 65歳以上の人

定員 各20人（当日、直接会場へ）

参加費 無料

持ち物 飲み物、上靴

問い合わせ かがりの郷

※掲載されているイベントなどは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止または延期する場合があります。

広告枠



税

固定資産税納税通知書を送付

5月1日付で、令和2年度固定資産税・都市計画税の納税通知書を送付しました。課税内容についてよくお寄せいただく質問については下記のとおりです。その他、詳しくは同封の「富田林市の固定資産税・都市計画税のあらまし」をご覧ください。

また、本市では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために3つの密（「密閉」「密集」「密接」）を避けることや、不要不急の外出を控えることを市民の皆さんにお願いしてきましたが、さらなる徹底を図るため、同通知書について分からないことがあるときは、電話にてお問い合わせください。

●よくお寄せいただく質問

Q 平成28年に新築した住宅、または26年に新築した3階建以上の耐火・準耐火住宅の固定資産税が急に高くなったのはなぜですか？

A 新築住宅に対して、減額制度が設けられており、一定の要件に該当する場合、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分（3階建以上の耐火・準耐火住宅は5年度分）に限り、120平方メートルまでの居住部分に相当する固定資産税（家屋分）の2分の1が軽減されます。急に高くなったのは、新築住宅に対する減額措置の適用期間が終了したため、本来の税額に戻ったからです。

問い合わせ 課税課（内線113～116）

今月は固定資産税・都市計画税の第1期分と軽自動車税（種別割）の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を！
市税納付書に記載の金融機関・コンビニエンスストア・モバイルレジ（インターネットバンキングによる支払い）で納付期限までに納めてください。口座振替は、市税取扱金融機関での手続きの他、収納管理課や金剛連絡所で手続きをすることもできます（ペイジー口座振替受付サービス）。手続きに必要な持ち物や対応している金融機関など詳しくは、収納管理課（内線122）へお問い合わせください。

◆固定資産税 都市計画税	◆市・府民税	◆軽自動車税 （種別割）
第1期 5月	第1期 6月	全期 5月
第2期 7月	第2期 8月	※同一名義で登録されている全 台数の振替になり ます。
第3期 9月	第3期 10月	
第4期 12月	第4期 1月	

固定資産税・都市計画税の減免

次の全ての要件に該当している場合は、固定資産税・都市計画税の2分の1が減免されます。減免を受けるためには6月30日（火）までに申請が必要です。

①納税義務者が今年1月1日現在、65歳以上の人、特別障がい者、寡婦、寡夫のいずれかであること

②納税義務者および当該納税義務者と生計を一にする人全員が、個人の住民税均等割非課税の限度額以下の所得であること

③所有している固定資産が自己居住用だけであり、居住家屋の延べ床面積が70平方メートル以下であること

④固定資産税・都市計画税の年税額（土地・家屋の合計）が5万円以下であること
※なお、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、郵送での申請を推奨しています。

問い合わせ 課税課（内線113～116）

軽自動車税（種別割）の減免

対象者

①身体障がい者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者で、軽自動車（原動機付自転車を含む）の所有者

※手帳所持者と同一世帯の人が所有する軽自動車や、手帳所持者だけで生活する人が所有する軽自動車を常時介護者が運転する場合も減免の対象です。

※減免が適用されるのは対象者1人につき1台です。すでに普通自動車などで減免を受けている場合は対象外です。

②生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

届け出 5月29日（金）までに手帳（①に該当する人）または生活保護受給証明書（②に該当する人）、運転免許証、納税通知書、納税義務者のマイナンバーが確認できる書類および本人確認書類を持って（代理で申請する場合は申請者の本人確認書類も必要）、課税課または金剛連絡所へ

※なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、来庁が難しい人は5月29日（金）までに必ずご連絡ください。

問い合わせ 課税課（内線110）

自動車税（種別割）の納期限

○自動車税（種別割）の納期限は6月1日（月）です

納税通知書裏面に記載の金融機関、府内の郵便局、コンビニエンスストア、府税事務所などで納期限までに納めてください。

また、パソコンやスマートフォンを利用したクレジットカードでの納付やペイジーでの納付が可能です。詳しくは、納税通知書に同封している案内をご覧ください。

問い合わせ 府自動車税コールセンター
〔☎0570(020)156〕



国民健康保険

平成31年度（令和元年度）の国民健康保険料の納め忘れはありませんか

6月には、今年度の国民健康保険料が賦課されます。

未納額が積み重なると納付しなければならぬ金額が高額になるだけでなく、差し押さえなどの滞納処分により不利益が出る場合があります。

平成31年度（令和元年度）の納め忘れは、5月中に納付してください。

問い合わせ 保険年金課（内線152、156）

前年分所得の簡易申告にご協力を

6月に決定する1年間の国民健康保険料は、皆さんから申告していただいた平成31年（令和元年）中（1月～12月）の所得に基づいて算出します。

税務署や市役所へ税の申告をされていない人や、会社などから源泉徴収票が提出されていない人については、所得の内容を確認するために国民健康保険料に関する申告書（簡易申告書）を送付しますので、期限までに必ず提出してください。

また、学生や病気で収入のなかった人、年金で生活している人、税申告で扶養控除の対象となる人も簡易申告にご協力ください。

問い合わせ 保険年金課（内線151、552）

保健医療

子育て

相談

くらし

ゆとり